

災害時における川島町内保育施設等の臨時休園等ガイドライン

1 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生により、人的・物的被害が生じる恐れが生じたとき（以下「災害時」という。）に、児童、保護者、保育従事者等の生命と安全を守るため、川島町内の公立保育園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育施設等」という。）における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定する。

2 対象施設

川島町内の公立保育園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所

3 臨時休園の決定

災害時に避難情報が発令または発令予想があった場合、対象施設は町のホームページ等において避難情報（警戒レベル）を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園等を決定するものとします。

なお、地震発生時には、災害発生後の施設の被害状況、ライフラインの復旧状況、職員体制の確保状況などを考慮し対応するものとする。

臨時休園の決定をした場合は、速やかに保護者にその旨の連絡を行う。

4 臨時休園の基準・対応

災害時における臨時休園の基準及び対応について、下記のとおり定める。

(1) 風水害の場合

警戒レベル	気象・河川・避難情報等	開園前	開園中
5	緊急安全確保 大雨特別警報 氾濫発生情報	臨時休園とする。 【対象施設の対応】 ・臨時休園決定後、保護者への連絡を速やかに行う。	速やかに児童を避難所へ避難もしくは、降園させ、その後、臨時休園とする。
4	避難指示 氾濫危険情報	開園（※） 避難体制を整え、臨時休園等の準備をする。	【対象施設の対応】 ・臨時休園決定後、速やかに保護者へお迎えを依頼する。
3	高齢者等避難 大雨・洪水警報 氾濫警戒情報		
2	大雨・洪水注意報 氾濫注意情報	開園（※） 避難体制を整え、臨時休園等の準備をする。	開園（※） 避難体制を整え、臨時休園等の準備をする。
1	早期注意情報		

※上記基準によらず、総合的な判断により保育施設等の臨時休園を決定することがある。

(2) 地震の場合

震度	開園前	開園中
震度 5 弱以上	<p>臨時休園とする。 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開する。</p> <p>【対象施設の対応】 ・臨時休園決定後、保護者への連絡を速やかに行う。</p>	<p>速やかに児童を避難所へ避難もしくは、降園させ、その後、臨時休園とする。 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開する。</p> <p>【対象施設の対応】 ・臨時休園決定後、速やかに保護者へお迎えを依頼する。</p>

※上記基準によらず、総合的な判断により保育施設等の臨時休園を決定することがある。

5 保育施設等の再開の基準対応

災害発生後は、次の事項等を確認しながら安全に配慮し保育を再開する。

【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気・水道・ガス・交通・通信等）
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）

【再開の連絡の流れ】

- ①町は、本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、保育施設等に施設の再開を連絡する。ただし、災害の状況によって、町からの避難情報解除の連絡が間に合わない場合、保育施設等は、本ガイドラインに基づき施設を再開する。
- ②保育施設等は、上記確認事項を確認し、安全に保育できる状況を確認した上で、保育施設等を再開し、再開の旨を町に報告する。
- ③保育施設等は、保護者へ保育施設等の再開をメール等で連絡する。

6 代替保育

町は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努める。

7 保護者への事前周知

町は、本ガイドラインによる臨時休園及び再開の基準・対応を町ホームページに公表するとともに、保育施設等において入園説明会等に保護者に周知し、理解を得るものとする。